ホタルのふるさと
横浜瀬上沢

認定特定非営利活動法人
ホタルのふるさと瀬上沢基金
会報　№18
2022.1.1
〒234-0054　横浜市港南区港南台 9-30-31
Tel090-6191-1861/ Fax 045-832-9167

開発却下に向けての市長陳情

-ホームページ掲載の市長陳情要約-

理事長　角田東一

（陳情）周辺住民賛同は開発の必要条件である　（3 回）

市の開発基準は「周辺住民（開発区域に接する 50m 以内の住民や自治会）の賛同を得なければならない」となっているが、複数の自治会から反対陳情があり賛同を得られていません。都市計画審議会では「周辺住民の賛同得るために今後市が責任をもって事業者と協働して行う」と答弁しています。

市長回答は、「市民の皆様（周辺住民とは言わない）に対応するよう事業者に働きかける」とはぐらかし、「市の説明会・公聴会で反対意見多数であったが内容の合理性で判断をした、開発許可申請されたものは都市計画法に基づき審査するだけ」と開き直りました。

（陳情）取付け道路の風害アセスは行われていない　（2 回）

東急建設は、風害を恐れて切通しから 20m 離れて測定した不正データで環境アセスを通しました。即ち、正しい位置での風害アセスは行われていません。

市長回答は、不正データの審議を「アセス審議会の答申を得ている」と逃げ、「市は事業者から申請された計画を審査するだけ」と開き直っています

（陳情）SDG s 及び横浜みどり税と不整合

SDG s 15.2 は、「森林減少の阻止・回復・増加の実現を目指す」となっています。横浜みどり税は、「開発計画から緑地を守る為の買い取り財源」として 2008 年に創設されました。上郷開発は、これらと整合性がありません。

市長回答は、「計画は自然的環境や緑地の保全等を図るものとなっており、市は都市計画法に適合しているか審査するだけ」とし、SDG s や横浜みどり税の目的など関係ないと言わんばかりの回答でした。

（陳情）熱海土石流の二の舞になる恐れ！

昨年 7 月 26 名の死者を出した熱海土石流の記憶は新しいが、上郷開発の埋立て工事は違法産業廃棄物の混入・舞上線へ埋立て土 30 万㎥の偏土圧・毎時約 6 トンの湧水による地下水盆化など、それ以上の危険性をはらんでいます。

市長回答は、「専門家が適正に審査した、再審査は事業者が修正申請しない限り実施しない、市は事業者が提出した開発計画の許可基準適合可否審査を行うだけ」、との責任回避に終始しました。

横浜市長選挙では、開発一辺倒の林市長に対し、市民の反対が多いカジノ却下を掲げた山中氏が大差をつけて当選しました。当基金は、市民の反対が多い上郷開発却下に向け、山中新市長に対しても陳情を続けますのでご支援ください。

「円海山域の緑地に想うこと」

久保　浩一

円海山近郊緑地は横浜市内最大の緑地面積を誇っているが、1970 年代末まで行われた大規模な宅地開発で緑地帯はやせ細り、更に横浜・横須賀道路と金沢支線の開通によって山域が分断されたことが、案内板(地図)からも見て取れる。

谷戸は自然度が高いと評価される一方、最も壊れ易い環境の一つであり、円海山域でも乾燥化の進行によって、トンボに代表される湿生昆虫の減少が深刻化している。

上郷開発の予定区域内には、山域で最も豊富な湧水帯を有し、ハンゲショウの群落やヤナギ類などの植生を育む深田の谷戸や、山域最大のヨシ・オギ原が残る瀬上沢開口部が含まれている。

2011 年以降、夜間の灯火調査を実施した結果、県内でもほとんど採集例のない希少種のゲンゴロウ「コマルケシゲンゴロウ」や、全国的に見ても希な種とされるズイムシハナカメムシ、県のレッドデータブックにも掲載されているフタモンクビナガゴミムシなど、大変貴重な昆虫を多数含む、多様で豊かな生態系が残されていることが判明して来た。

瀬上沢のヨシ・オギ原にはカヤネズミも生息していると聞く。このような谷戸環境は、半世紀も前であればありふれたものだったに違いない。しかし、平野部の開発が急速かつ無計画、とりわけ生態系等に一切の配慮も無く行われてしまった中で、ここは奇跡的に生き残って来た訳で、後世のためにも維持・管理していくべきではないかと考える。

里山の環境は、人と自然との共生によって成り立っている。サクラ・コナラ・クヌギに代表される雑木林も薪炭林として作られたもので、燃料(炭・薪)の他、ひこばえや落ち葉などは肥料に活用されて来た。雑木林は、数年間放置しただけで林床に入れなくなるほど植物が繁茂し、笹藪に覆われると今度は下草がほとんど育たなくなってしまう。

現在の円海山域はどうだろう。当山域の自然植生はシイ・タブに代表される照葉樹林で、本来、サクラ・コナラ・クヌギは馴染まない。人が管理してこその里山で、幹が炭焼きに適した太さとなる 7～10 年毎に伐採されたが、この行為が下草刈り等と共に木々を若返らせて来た。伐採される毎に株元は太くなり、うろも形成される。オオクワガタの幼虫はこうしたうろの中で育つ。

1960 年代までは三浦半島で採集されており、円海山域にも生息していたはずだ。日本の国蝶「オオムラサキ」の場合、少なくとも 1970 年代末頃までは生息していたことが分かっている。しかし、燃料革命によって炭焼きは廃れた。記録を辿ると上郷地区では 1968 年、氷取沢地区(磯子区)では 1972 年を最後に炭焼きは行われなくなった。

雑木林は今も四季折々の風情を提供しているが、40 年以上も管理されず巨木化したコナラやクヌギ・サクラは、その勇姿とは裏腹に年々樹勢が衰えている。

そして山域の乾燥化等の要因も加わり、深刻なナラ枯れが発生した。昨年(2020 年)の冬から翌春に掛けて、山域内で多くのコナラやクヌギ等が伐採されたことをご存じだろうか。今も随所に伐採された木々が集積されている。その直接の原因は体長 5 ㎜前後のカシノナガキクイムシで、この虫がコナラ等のナラ類やシラカシ・アラカシ等のカシ類、マテバシイやスダジイ等の幹に食い込む際に媒介するナラ菌が樹木を更に衰弱させて行く。ナラ菌が木を分解する過程で生じる酵母がこの昆虫の餌となるのである。

ナラ枯れは西日本に始まり全国に広がったが、木々が健康であれば被害はほとんど出ない。横浜自然観察の森でも、薪炭林として雑木林を維持・管理している所ではほとんど被害が出ていないという。現在伐採を免れているコナラ・クヌギも多くはこの冬に伐採されるものと思われる。里山の美しさを維持するにも、人々の直接的な関わりが必要となる。雑木林の再生に向けて、山域の一角に市民が管理できる新たな雑木林を設けて行く事は、SDG's にも叶うよい試みではないだろうか。

瀬上沢ツアー（9 月 22 日）　　寺本　浩

現在、私は「瀬上沢基金」以外にも「横浜郷土史団体連絡協議会」の幹事もしています。そこでは、毎年 2 回研修会を行うことになっています。

昨年（2020 年）私の担当で何かできないかというので、「瀬上の散歩」を提案しました。講師に角田東一理事長に依頼し、募集のチラシを作成しました。しかし、新型コロナの蔓延でやむなく中止となりました。

幹事の方で「瀬上」に行ったことがなく、是非見たいという方がいたので、「瀬上の散歩」を同好の士を誘う形で再度企画しました。

9 月 22 日午前 10 時に港南台駅前集合し、参加者（全部女性です！）は、6 人の予定でしたが 1 人が迷子になり 5 人で出かけました。

途中で角田さんと落合い、そこで「横浜つながりの森」（散策マップ）、瀬上の文化財などの載ったパンフレット、ステッカーなどを配りました。

天気はとりあえず晴れでしたが、西側の森に入った頃には少し降ってきました。西の森も湿地の奥まで一巡りし、江戸道も案内しました。その後、瀬上池まで足をのばし、散策は午後 2 時頃終了しました。

参加者の方々は口々にこんな良い所が残っているのかと感心しきり、是非開発せずに残したいと話されていました。皆さん案内が大変良かったと感謝しきりでした。これまで瀬上への行き方も知らなかった、これからは地図もあるので、時々来たいとのことでした。

企画した者として瀬上沢の良さを知って頂けて大変満足の行く一日でした。

クリーンアップ＆夜間昆虫調査 2021 年度報告

昨年度はコロナ禍で実施できませんでしたが、今年度は７月 15 日と８月３日の２回、各回久保先生他７名の参加者で実施することが出来ました。

円海山域初のセマダラナガシンクイ、コホソクビゴミムシ、キボシチビヒラタムシの３種がわかりました。

まだまだ調査するたびに新しい種が見つかります。専門的に更なる調査活動をすることが出来るように瀬上沢基金として横浜市に調査活動に対して許可を求めていきます。（高村）

ウラナミシジミ

クロマダラソテツシジミ

『交尾中のクロマダラソテツシジミとウラナミシジミ（外来種のクロマダラソテツシシジミが今年、各地で大発生し、円海山域でも多数記録されました。在来のウラナミジジミと比較して見て下さい）』

ホタルのふるさと瀬上沢基金の活動にご協力ありがとうございます。

※　2021 年６月 28 日、武蔵野境局から 5000 円を振り込まれた方
　　振込取扱票が無記名でした。該当すると思われる方　お知らせください。

※　認定 NPO 法人取得更新の要件である神奈川県指定 NPO 法人取得の更新のための
　　署名集めにご協力ありがとうございました。

「特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金」が瀬上沢緑地を保全し、ナショナルトラスト運動を担う上で、より一層信頼できる法人として、またご寄付を賜った方々に税制面で優遇を受けられるようにと考え更新手続きを行っています。

- 指定 NPO 法人とは…県条例個別指定の要件（地域課題の解決に資する活動の実績やその継続性があるか等）を満たし、寄附者が税制優遇を受けられる法人
- 認定 NPO 法人とは…一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受け、寄付者が税制優遇を受けられる NPO 法人

正会員：42 名　　賛助会員：75 名　法人正会員：１名　法人賛助会員：２名　JF 会員：28 名
（会員数：148 名）　寄付者：15488 名　　寄付額：1140 万　　2021.12.5 現在